

清水町工事着手日選択型工事実施要領（試行）

（趣旨）

第1条 この要領は、清水町が発注する建設工事の一部において、発注者があらかじめ設定した工事着手日選択期間内で、受注者が工事着手日を選択し契約締結することができる建設工事（以下「工事着手日選択型工事」という。）の実施に当たり、必要な要領を定めるものとする。

（対象工事）

第2条 工事着手日選択型工事の対象とできる工事は、次の各号によるものとする。

- （1）標準工期に開札日から工事着手期限日までの期間（以下「工事着手日選択期間」という。）を加算した期間が、発注年度を超えない工事とする。
- （2）竣工日又は供用開始日が定められていない工事とする。
- （3）緊急性がない工事とする。
- （4）発注後の状況により、完成工期が完成予定年度を超える可能性がない工事とする。

（工事着手期限日及び工事着手日選択期間）

第3条 工事着手期限日は、該当工事に係る開札日から180日（又は6か月）以内とする。

- 2 発注者は、工事着手期限日をあらかじめ定め、入札公告等に記載しなければならない。
- 3 受注者は、工事着手日選択期間内で、休日以外の任意の日を工事着手日とすることができる。
- 4 受注者は、前項の規定により工事着手日を定める場合は、請負契約締結前に工事着手日を工事着手日通知書（様式第1号）により発注者に通知しなければならない。
- 5 建設工事請負契約書の着手日は工事着手日を記載するものとする。

（前払金）

第4条 対象工事に係る前払金は、工事着手日以前に支払いを請求することができない。

（工事着手日前の取扱い）

第5条 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

- 2 契約日から工事着手日の前日までの期間には、資材の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含め、工事に着手してはならない。

(技術者の取扱い)

第6条 契約日から工事着手日の前日までの期間は、主任技術者又は監理技術者及び現場代理人を配置することを要しない。

(経費の負担)

第7条 工事着手日選択型工事による契約方式の実施により増加する経費は、受注者の負担とする。

(その他)

第8条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。

(様式第 1 号) (第 3 条関係) (用紙 日本産業規格 A 4 縦型)

工事着手日通知書
(工事着手日選択型工事用)

年 月 日

清水町長 様

受注者 住所
商号又は名称
氏名

次のとおり工事着手日を定めたので通知します。

なお、本工事に係る前払金を請求する場合は、工事着手日以降に請求を行うこと、及び、工事着手日を選択したことに伴う増加経費は受注者の負担とすることに同意します。

建設工事名	
建設工事箇所	
契約年月日	年 月 日
工事着手日	年 月 日
工期 (予定)	工事着手日～ 年 月 日